**○○の会　会則**

（名称）

第１条　この会は、○○会と称する。

（事務所）

第２条　この会の事務所は、代表となる者の自宅に置く。

（目的）

第３条　この会は，海老名市住みよいまちづくり条例に基づく市民活動計画（施設管理型）として認定された活動として、自発的な【地域の緑化・（道路）清掃】活動を行い，【地域の美化・良好な景観の確保・市道の美化】に寄与することを目的とする。

（活動・事業の種類）

第４条　この会は，前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

(１)○○の清掃

(２)○○の緑化

(３)○○の草刈り

（活動回数等）

第５条　年間活動予定表を作成し、年間を通じて○○の美化に努める。

（役員）

第６条 この会に次の役員を置く。

(１)会長

(２)副会長

(３)会計

(４)監査役

２ 第１項に定める役員は，会員の互選により選出する。

３ 役員の任期は，○年とする。ただし，再任を妨げない。

（職務）

第７条　会長は，この会を代表し，その業務を統括する。

２　副会長は，会長を補佐し，これに事故があるとき，又は欠席の時は，その職務を代行する。

３　会計は、会の出納事務を担当する。

４　監査役は，会の業務および財産の状況を監査する。

（解任）

第８条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは，総会の議決により，これを解任することができる。

(１)心身の故障により，職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(２)職務上の義務違反，その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）

第９条　この会の総会は，正会員を持って構成し，年に１回開催するものとする。ただし，必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は，以下の事項について議決する。

(１)会則，事業等の変更

(２)解散

(３)事業計画及び収支予算並びにその変更

(４)事業報告及び収支決算

(５)役員の選任又は解任

(６)その他会の運営に関する重要事項

（事業年度）

第10条　この会の事業年度は，毎年４月１日に始まり，翌年３月31日に終わる。

（変更）

第11条　この会則は，総会において，出席者の○分の△以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は，令和○○年△△月□□日から施行する